

林野火災注意報・林野火災警報の運用開始について

【背景】

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を踏まえて、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性向上を図るため、石橋地区消防組合火災予防条例の一部を改正しました。

【経過】

。対象期間

1月から5月

。発令基準

気象状況が次の全てに該当かつ、林野火災の予防上注意を要すると認められる場合。

林野火災注意報	林野火災警報
前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下、 または乾燥注意報の発表 ※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りではない。	左記の基準に加え強風注意報の発表

【規制】

石橋地区消防組合火災予防条例第29条第1項の規定により、以下のとおり「火の使用制限」がかかります。

- 1 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 2 煙火を消費しないこと。
- 3 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 4 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- 5 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- 6 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

【対象地域】

渡良瀬川森林計画区：下野市 壬生町

鬼怒川森林計画区：上三川町

とちもりマップ URL（パソコン） <https://www2.wagmap.jp/tochigi-shinrin/>（外部サイトヘリンク）

とちもりマップ URL（スマートフォン） <https://www2.wagmap.jp/tochigi-shinrin-sp/>